

令和 7 年 4 月 1 日

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いの見直しについて（お知らせ）

建設業法施行令の改正に伴い、蒲郡市公共工事請負契約約款第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定する「現場代理人の常駐義務の緩和」に関する取扱いについて、兼務を認める対象工事の見直しを行いましたので、お知らせします。

1 変更内容

(1) 現場代理人が兼務できる件数の見直し

(変更前) 要件に該当する工事は、合計で 2 件までの工事の現場代理人の兼務を認めることができる

(変更後) 要件に該当する工事は、合計で 3 件までの工事の現場代理人の兼務を認めることができる

(2) 兼務を認める対象工事の金額の見直し

(変更前) 設計価格が 4,000 万円未満の工事
(建築一式工事にあつては 8,000 万円未満)

(変更後) 請負金額が 4,500 万円未満の工事
(建築一式工事にあつては 9,000 万円未満)

(3) 現場代理人の兼務を認めない者の見直し

(変更前) 本市発注工事の現場代理人又は主任技術者等としての施工実績
(小規模工事は含まない。) が 前年度 にない者及び前年度の本市発注工事の工事成績評定において、現場代理人又は主任技術者等として 72 点未満の成績があった者（ただし、設計金額 500 万円未満の工事については、この限りでない。）

(変更後) 本市発注工事の現場代理人又は主任技術者等としての施工実績
(小規模工事は含まない。) がない者及び前年度の本市発注工事の工事成績評定において、現場代理人又は主任技術者等として 65 点未満の成績があった者（ただし、請負金額 500 万円未満の工事については、この限りでない。）

2 適用時期

令和7年4月1日以降に入札公告または通知を行う工事から適用します。ただし、適用日時点において契約中の工事については、発注者が兼務を認めた場合、適用できるものとします。

〈問合せ先〉 契約検査課工事検査担当

電話 0533-66-1146